

令和2年度介護支援専門員更新研修（実務未経験者）・再研修実施要領
【令和2年7月28日改正】

1 目的

介護支援専門員として実務に就いていない者又は実務から離れている者等に対して、実務に就く際に必要な専門的知識、技能の再修得を図ることにより介護支援専門員の資質及び能力の保持、向上を図ることを目的します。

2 実施主体

福島県の指定機関である福島県社会福祉協議会（以下、「県社協」）が実施します。

3 協力機関

- 一般社団法人 福島県介護支援専門員協会
- 一般社団法人 福島県理学療法士会

4 対象者

(1)更新研修（実務未経験者）

介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する者であって、現在の介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者。

(2)再研修

- ①介護支援専門員証の有効期間が経過した者であって、今後新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする者。
- ②介護支援専門員の登録後、介護支援専門員証の交付を受けずに5年を経過した者であって、今後新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする者。

5 研修の構成

(1)個人研修（約28時間）

受講者個人が、動画の視聴により、講義の聴講や演習を行います。

視聴履歴の確認のため、原則としてインターネットによる動画の視聴としますので、受講者は、インターネットやパソコン等、視聴する環境をご準備ください。（推奨環境については、「10 留意事項等（7）」参照。）

なお、やむを得ずインターネット環境が整わない方には、数に限りがありますが、DVD教材（15枚程度）の貸出しを行います。

(2) 集合研修 (4日間)

個人研修での学びを基に、指定された集合研修日に他受講者とともにグループワークを行います。

6 日程・会場

コース	個人研修	集合研修	
1コース	前期：11月2日(月)～11月15日(日)【約14時間】	1日目：11月16日(月)	会場
	中期：11月17日(火)～11月22日(日)【約6時間】	2日目：11月23日(月)	
	後期：11月24日(火)～12月6日(日)【約8時間】	3日目：12月7日(月) 4日目：12月8日(火)	
2コース	前期：11月3日(火)～11月16日(月)【約14時間】	1日目：11月17日(火)	
	中期：11月18日(水)～11月23日(月)【約6時間】	2日目：11月24日(火)	
	後期：11月25日(水)～12月7日(月)【約8時間】	3日目：12月9日(水) 4日目：12月26日(土)	

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、研修の日程が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(1) コースの指定

研修コースについては、県社協で指定し、受講決定者に通知します。

また、コースの変更は、やむを得ない理由を除き、原則認められません。

(2) 個人研修の時間

受講者が各自、講義の視聴や個人演習、確認テスト等を行うための標準時間を示していますが、個人の理解度により所要時間は異なりますので、計画的に学習を進めて、集合研修日に臨むようにしてください。

また、確認テストや各講義で出される課題への取り組み状況によって受講評価を行います。

詳細については、受講決定者に別途通知します。

7 受講決定及び、受講料の納入手続

受講決定者に対し、受講決定及び研修内容等について9月30日(水)に発送します。

納入手続については、受講決定通知に同封します。

(受講料43,000円+テキスト代約9,500円+税の予定)

8 お申込み手続

受講申込書に所要事項を記入のうえ、郵送にてお申し込みください。

郵便以外は一切受け付けません。

申込期間：8月15日（土）～8月28日（金）

この期間中の消印のみ有効とし、期間以外の受付はできません。

〔申込先〕 〒960-8141	福島市渡利字七社宮111
	福島県社会福祉協議会 人材研修課
	再研修・更新研修担当 宛

9 個人情報取扱いについて

受講申込書に記載された個人情報は、運営管理の目的にのみ利用させていただきます。
なお、本研修会の名簿に事業所名・氏名を掲載いたします。

10 留意事項等

(1) 更新研修における実務経験とは、介護支援専門員としてサービス計画の作成業務への従事した経験（地域包括支援センターでの予防プランの作成、居宅介護支援事業所の管理者含む。）をいいます。

(2) 会場の収容人数を超える申込があった場合、以下の優先順位により、受講決定を行います。

- ①生活相談員、認定調査員等として介護支援専門員の資格を使って仕事をしている方
- ②就労、配置換えなどで近日中に実務に従事する方
- ③その他更新を希望される方

(3) 介護支援専門員証を更新するためには「更新研修」を受講する必要があり、更新手続きをせずに介護支援専門員証の有効期間が経過した場合は、介護支援専門員として業務に従事することはできません。

ただし、有効期間が満了後も、介護支援専門員の登録が消除されることはなく、再研修を受講し介護支援専門員証の交付を受けることで業務に従事することができます。

今回、日程の都合がつかず本研修が受講できない場合は、次年度以降の研修をご検討ください。

(4) 研修の全課程を受講した方には、修了証書を交付します。

修了証書の交付にあたっては、集合研修最終日以降に出席状況や課題・提出書類等による評価を行います。修了が認められた方へ、後日修了証書を郵送いたします。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染予防に努め、国及び県のイベント等開催方針に則り実施します。

- ①受講者同士の間隔を取るため、当日の座席は机1台につき1名とします。
- ②受講者の皆様におかれましても手洗い、マスク着用等ご協力くださいますようお願いいたします。
- ③発熱や風邪など体調不良の場合には受講をお取り止めいただきます。
- ④研修当日は検温や体調確認をさせていただきます。

(6) 地震や台風、感染症等により中止や延期とする場合の連絡は、福島県社会福祉協議会ホームページでお知らせしますので、各自ご確認ください。

(7) 個人研修の動画視聴環境については下記を推奨します。なお、詳細は別途お知らせします。

①Google Chrome、Microsoft Edge、Microsoft Internet Explorer、Firefox、Safari等主要ブラウザでの閲覧。

②動画のため多くのデータ通信が発生することから、光回線などの高速回線やWi-Fiでの通信。
(2時間程度の動画×15科目程度)

11 お問合せ先

福島県社会福祉協議会 人材研修課 TEL 024-523-1259

※住所の変更や他県への転出等の資格管理については、福島県高齢福祉課(024-521-7745)へお問合せください。

※受講予定者の所属事業所・機関の皆様へ

この研修の科目、内容、研修時間数は厚生労働省が定める介護支援専門員資質向上事業実施要綱及びガイドラインに則って実施します。

個人研修における講義視聴や演習においても、視聴履歴の確認やテストを行い、各科目の目標到達が、研修修了の要件となりますので、受講者の所属機関・事業所におかれましては、受講時間の確保等特段のご配慮をお願いいたします。